4　市町村は、平成二十六年度分の固定資産税に限り、地方税法第三百六十四条第三項に規定する課税明細書の様式については、新規則第二十五号の二様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

5　市町村は、平成二十六年度分の固定資産税に限り、地方税法第三百六十四条第七項（同法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による納税通知書の様式については、新規則第二十五号の三様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（事業所税に関する経過措置）

第七条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金に対する新規則第二十四条の七第一号の規定の適用については、同号中「消費生活協同組合連合会、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金」とする。

2　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三条第十三号に規定する存続連合会に対する新規則第二十四条の七第一号の規定の適用については、同号中「消費生活協同組合連合会」とあるのは、「消費生活協同組合連合会、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会」とする。

（航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条　平成二十六年度における航空機燃料譲与税法第二条第三項本文に規定する世帯数は、同年度における第二条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法施行規則（第三項及び第四項において「新譲与税法施行規則」という。）第四条又は附則第二項の規定による補正をした後の世帯数（次項において「新補正世帯数」という。）に三分の一を乗じて得た数と平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度における第二条の規定による改正前の航空機燃料譲与税法施行規則第四条又は附則第二項の規定による補正をした後の世帯数を合算して得た数に三分の一を乗じて得た数（次項において「平成二十三年度から平成二十五年度までの平均補正世帯数」という。）に三分の二を乗じて得た数とを合算して得た数とする。

2　平成二十七年度における航空機燃料譲与税法第二条第三項本文に規定する世帯数は、同年度における新補正世帯数に三分の二を乗じて得た数と平成二十三年度から平成二十五年度までの平均補正世帯数に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とする。

3　平成二十六年度に譲与した航空機燃料譲与税の額の算定に錯誤があった場合における新譲与税法施行規則第六条の規定の適用については、同条第一項の算式中「$\frac{1}{2}A\times\frac{C}{B+C}$」とあるのは「$\frac{7}{18}A\times\frac{C}{B+C}$」と、「$\frac{1}{2}A\times\frac{E}{D+E}$」とあるのは「$\frac{11}{18}A\times\frac{E}{D+E}$」とする。

4　平成二十七年度に譲与した航空機燃料譲与税の額の算定に錯誤があった場合における新譲与税法施行規則第六条の規定の適用については、同条第一項の算式中「$\frac{1}{2}A\times\frac{C}{B+C}$」とあるのは「$\frac{4}{9}A\times\frac{C}{B+C}$」と、「$\frac{1}{2}A\times\frac{E}{D+E}$」とあるのは「$\frac{5}{9}A\times\frac{E}{D+E}$」とする。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第十五条の九第二項、第六項及び第十一項」の下に「、第十五条の十第二項」を加える。

別表地方税法施行令の項中「第九条の七第十三項、第二十三項及び第二十七項」を「第九条の七第十五項、第二十五項及び第二十九項」に、「第四十八条の十三第十四項及び第二十四項並びに第四十八条の十三第二十八項」を「第四十八条の十三第十六項、第二十六項及び第三十項」に、「第五十七条の二第一項」を「第五十七条の二」に改める。

○総務省令第三十五号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第三十八条、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九条、第三十二条、第三十七条、第四十九条及び第五十八条並びに企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十条の規定に基づき、奄美群島振興開発特別措置法第六条の十三の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　総務大臣　新藤　義孝

奄美群島振興開発特別措置法第六条の十三の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令

（奄美群島振興開発特別措置法第六条の十三の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第一条　奄美群島振興開発特別措置法第六条の十三の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十一年自治省令第十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「第六条の十三」を「第三十八条」に改める。

第一条の見出し中「第六条の十三」を「第三十八条」に改め、同条各号列記以外の部分中「第六条の十三」を「第三十八条」に改め、同条第一号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「第十二条第三項の表の第二号又は第四十五条第二項の表の第二号」を「第十二条第三項の表の第三号又は第四十五条第二項の表の第三号」に、「第六条の十三」を「第三十八条」に、「第二十八条の九第十二項」を「第二十八条の九第十三項」に改め、同条第三号中「並びに当該家屋」の下に「又は当該特別償却設備である構築物」を、「敷地とする当該家屋」の下に「又は構築物」を加える。

第三条（見出しを含む。）、第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「第六条の十三」を「第三十八条」に改める。

（沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第二条　沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十四年総務省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「並びに当該家屋」の下に「又は当該対象施設である構築物」を、「敷地とする当該家屋」の下に「又は構築物」を加え、同条第二項第一号イ中「五千万円」を「千万円」に改め、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同項第二号ハ中「（宿泊の用に供する施設を備えたものを除く。）」及び「宿泊の用に供する施設を備えたものを除き、」を削る。

第二条第一号中「第二十八条第一項」を「第二十八条第五項」に、「情報通信産業振興地域の指定の日」を「情報通信産業振興計画の提出の日」に、「指定日」を「提出日」に改め、同条第二号中「指定日」を「提出日」に改め、同条第三号中「対象設備設置者について、当該対象」を「提出日から平成二十九年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該」に改め、「並びに当該家屋」の下に「又は当該設備である構築物」を加え、「指定日」を「提出日」に改め、「敷地とする当該家屋」の下に「又は構築物」を加え、同号に次のように加える。

イ　対象設備

ロ　機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの